

国際化とダブル・ディグリー制度

—台湾を中心として

城地 茂

国際センター 国際事業部門

1. 諸論

欧州がボローニャ・プロセス¹を推進する中、日本はアジアにおいて同様の動きを主導し、生き残りを図らねばならないという意見が出てきている。留学熱の高い東アジアでは、従来から留学生が多かったが、ダブル・ディグリー制度が国際的に一般化するにつれ、この制度が未発達な日本を避けて、他の国々に留学先を求めるといった動きも考えられる。本学においても、国際化は急務であり、ダブル・ディグリー制度を整備する必要性に迫られており、中期計画の中にもその整備が盛り込まれている。

そこで、本稿では、東アジア、特に台湾を中心にダブル・ディグリー制度の概要を紹介したい。

2. 先行研究

日本では、関西学院大学でこの制度が導入され、村田治（2004）で、その概要が報告された。また、文部科学省の委託により、同大学教務部による調査研究が行われ、関西学院大学教務部（編）（2007）として公開され、2005年度までの日本の実態がアンケートによって調査された。これ以後、すでに総合大学では、ダブル・ディグリー制度を実施しているところもあり²、その報告が出されている。2007年には、中国を対象として『カレッジマネジメント』誌に早稲田大学と東京工業大学の例が紹介された。江原宏、神原 淳（2010）は、三重大学で実施されているインドネシアの大学との例が報告されている。

本稿では、こうした先行研究を踏まえ、すでに中国と実施している大学への聞き取り調査³も行い、ダブル・ディグリーの教員養成系大学での実施を考察したい。

¹ 1999年、イタリアのボローニャでの宣言、いわゆるボローニャ宣言に基づく高等教育改革。比較可能な学位制度の確立、学部課程と大学院課程の確立、単位互換制度の導入、人材の自由な移動、大学教育の質的保証、ヨーロッパ的視野の普及促進などを目指している。

² 2000年度以前に8大学・学部が実施していた。2001年度が3大学・学部、2002年度が14大学・学部、2003年度は0、2004年度が2大学・学部、2005年度が2大学・学部となっている（関西学院大学教務部（編）「メジャー・マイナー（主専攻・副専攻）、およびジョイントディグリー等に関する調査研究」：63-64）。

³ 岡山大学大学院社会文化科学研究科長・荒木勝教授、石井康裕氏、学務企画課・中野宏栄課長、遠藤和仁氏、国際センター・内藤賢一郎氏には様々なご助言を頂きました。感謝の意を表したいと思います。もちろん、内容の誤りがありました場合は、筆者の責任です。

3.ダブル・ディグリー制度の概要

ダブル・ディグリー制度とは、入学した大学と提携する他大学の単位を修得するなど一定要件を満たすことで、在籍する大学と提携大学の学位も取得できる仕組みをいう。

これは、高学歴化が進み、また大学間の提携や学際的な研究領域の発達に伴い、複数の同等学位（主に修士号）を取得すること必要になったからである。

欧州でダブル・ディグリーが進められている背景には、歴史的な交流や、労働力の流動性を保つ目的が考えられる。その際、言語は授業や論文も英語で書くことが可能になり、これまでアメリカ留学一辺倒だったアジア諸国の有力大学卒業生も欧州留学の可能性も高くなってくる⁴。

修士号は、通常 30 前後の単位と修士論文が必要で、履修年限は 2 年⁵である。たとえば、10 単位⁶を相互に認定するとして、1 年目に入学した大学で 20 単位を履修する。2 年目に提携大学で同じく 20 単位を履修すれば、それぞれ 30 単位が認定される計算になる。こうすれば、2 年間で 40 単位なので、十分履修可能な範囲である。修士論文は、二つの学位が同じ専攻であれば、英語で書くことによって実質的に 1 篇にすることも理論上は可能である。ただし、口頭試問は 2 回必要である。また、それぞれの大学の母語で書かなければならない規定なら、2 篇必要である⁷。

4.ダブル・ディグリー制度の名称問題

ダブル・ディグリー制度を複雑にしている一つに、その名称問題がある。さまざまな名称があり、この呼称の不統一が制度を複雑にしている。日本では、最初はジョイント・ディグリーと呼ばれていた。2001 年ぐらいまでは、複数学位⁸という表現が多かった。学部における学士入学に相当する大学院のシステムである。ただし、大学院修了を待たずに 2 つ目の専攻を履修することで、時間と費用を削減することができた。

しかし、2005 年頃になると、最低履修年限が、たとえば修士課程で 2 年未満でも修了が可能になり⁹、2 年間で 2 つの学位取得が可能になり、デュアル・ディグリーあるいは共同

⁴ 欧州の大学は学部 3 年＋修士 2 年が原則であるが、国や大学によって微妙に異なるため、相互派遣に調整が必要である。

⁵ 『大阪教育大学学則』第 37 条。また第 42 条第 2 項には、「2 前項の規定（協定を結んだ大学、筆者注）により他の大学院又は外国の大学院で履修した期間は、第 37 条に規定する修業年限に算入する。」とある。

⁶ 『大阪教育大学学則』第 42 条第 3 項。

⁷ 実際には、岡山大学大学院社会文化科学研究科の例では、一部重複部分を含むものの完全な別論文で、日本では日本語で、中国では中国語で修士論文を課している。

⁸ 馬場将光（2001）「イギリスの大学の複数学専攻・複数学位制度」参照。

⁹ 『大阪教育大学学則』第 53 条には、優れた業績を上げた者には 1 年以上の在学で修了できる規定がある。これは、『大学院設置基準』（昭和四十九年六月二十日文部省令第二十八号）第 16 条に基づくものである。

学位¹⁰と言われるようになった。現在（2011年）では、正確な統計はないが、筆者の実務経験ではダブル・ディグリーという名称が多い感触である。

これら以外にも、ツイニング・プログラムとも呼ばれることもある。また、稀ではあるが、学位を3つ取得することをトリプル・ディグリーという例もある。独立行政法人大学評価・学位授与機構による学位授与事業の推進の結果、3つ以上取得する例も存在する。

ダブル・メジャーは、主専攻以外にも副専攻を履修し、一般には同じ大学で2つの学位を取得することであるが、入学大学と海外の提携大学の専攻が異なる場合は、この範疇にも含まれることになる。

また、中国、台湾などでは「双学位」あるいは「双主修」と言う。ダブル・ディグリーの直訳である。

このように、いくつかの名称は、正確には意味の異なるものもあり、その時々の実現可能な最も有利な制度が名称になったのであるが、混同されて使われることもあり、混乱したようである。

本稿では、国際間の問題を扱うこともあり、ダブル・ディグリーの名称で統一して、在籍する大学と提携大学の学位も取得できる仕組みを指すこととしたい。

5.台湾での実施状況

台湾は東アジアの中で、中央の教育部（文部科学省）の法整備が整った地域である。また、出国する留学生も多く、さらには統計が整っており、分析には都合のよい地域と言える。また、表1（図1）のように留学生の数も多い。人口が約2314万人と日本の1/5程度であることを考えれば、相当な数にのぼる。そして、日本への留学生数は、第4位で3000人程度となっている¹¹。また、日本の受け入れという点からみれば、中国（1998年、5万8533人）、韓国（1998年、1万5846人）に次ぎ、第3位と考えられる¹²。

¹⁰ 名称では、デュアル・ディグリー（17校34%）、ダブルディグリー（16校32%）、共同学位（9校18%）、複数学位（6校12%）、ジョイントディグリー（1校2%）などであった（関西学院大学教務部（編）（2007）「メジャー・マイナー（主専攻・副専攻）、およびジョイントディグリー等に関する調査研究」：63；104）。

¹¹ 文部科学省「日本への留学生出身国トップ10における留学先国ベスト10（2011年2月10日現在）」では、データなしとなっているが、本稿表1より明らかである。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/007/gijiroku/030101/2-4.htm

¹² 文部科学省「日本への留学生出身国トップ10における留学先国ベスト10（2011年2月10日現在）」による数値である。また、これは1998年のユネスコ文化統計年鑑によっている。

国別	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
アメリカ	13109	14443	15547	14878	13767	10324	14054	15525	16451	14916	19402	15594
カナダ	2359	2159	2583	2296	2433	1813	2149	2140	1997	3984	3266	2320
イギリス	6173	6553	8567	7583	9548	6662	9207	9248	9653	7132	5885	3895
フランス	342	411	552	562	529	627	580	600	690	723	983	882
ドイツ	305	295	313	345	400	442	402	475	512	606	558	646
オーストラリア	2092	2065	2104	2397	2894	2823	2246	2679	2862	2570	2370	4176
ニュージーランド	342	391	496	645	740	571	534	498	538	618	596	469
日本	1649	1573	1753	1696	1745	1337	1556	1748	2108	2424	2638	3143
その他 ¹³	730	1146	900	1760	1775	1719	1797	1145	2360	2018	2102	2504
合計	27101	29036	32815	32162	33831	26318	32525	34058	37171	34991	37800	33629

表1 台湾の留学先別留学生数¹⁴

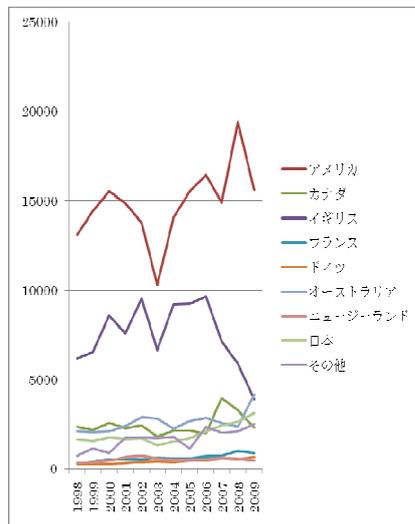


図1 台湾留学先別留学生数¹⁵

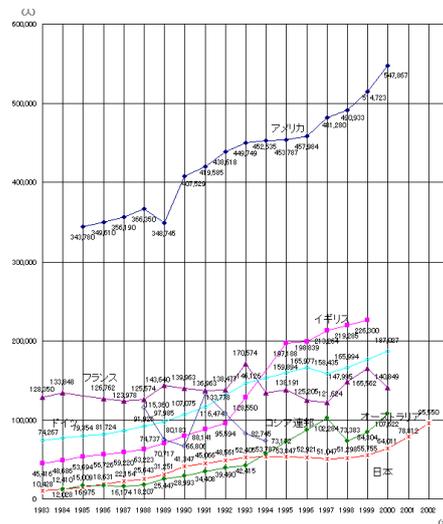


図2 主要国における留学生受入れ人数の推移¹⁶

中国では、現在は教育部があるが、1998年以前は国家教育委員会¹⁷であり、大学の設置には多様性があった。また、台湾は学歴社会であるため、ダブル・ディグリー制度の整備

¹³ 2009年の統計では、オーストラリア 62、アイルランド 13、イスラエル 5、タイ 95、韓国 469、ハンガリー 25、デンマーク 42、フィンランド 30、スイス 24、イタリア 220、ベルギー 65、インド 57、ロシア 143、スペイン 292、スウェーデン 108、オランダ 208、チェコ 81、南アフリカ 8、トルコ 51、ポーランド 290 となっている。

¹⁴ 台湾教育部国際文化教育事業処統計。

http://www.edu.tw/files/site_content/B0003/1998-2009_留學簽證人數統計.pdf

¹⁵ 表1より作成。

¹⁶ 文部科学省、主要国における留学生受入れ人数の推移

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/007/gijiroku/030101/2-3.htm

¹⁷ 1949年10月、中央人民政府教育部。1954年9月中華人民共和国教育部（國務院隸下）、1985年に国家教育委員会、1998年に中華人民共和国教育部として再設置。

は日本以上に早かった。

台湾の『大学法』（1948年1月12日公布、2007年1月3日修正）第28条¹⁸では、それまでダブル・ディグリーに法律レベルで規制があったが撤廃され、各大学で規定できるようになった。しかし、多くの大学では、修士課程の修業期限2学期（1年）、各校1/3以上の単位履修を義務付けているところが多い。総単位数30の1/3であるから、10単位¹⁹になり、本学の規定にそのまま適用できる状態である。

しかし、留学経費を節約するため、課程の半分を本国で、残りを日本で終えたいという要望がある。特に学費の面で、履修単位数によって学費が決まる大学が多いため、この問題は台湾では大きい。

学制では、アメリカ式の6・3・3・4制なので実施面の問題は、対欧州より容易である。また、他のアジア諸国が、シラバスや講義、実験等の内容に関して詳細な情報を入手できる。これは、日本以上にIT化が進んでいるからである。

6.まとめ

日本では、ジョイント・ディグリー制度の導入から複数の同等学位取得が始まった。たとえば、関西学院大学のジョイントディグリーの例は、4年間で2学部を卒業し、2つの学士号を取得できるというものであった。複眼的な視点を持つことが可能で有意義な方法であるが、教員養成系大学では、教育実習という問題が大きい。このため、本学で学部段階でのダブル・ディグリー制度導入は困難であると言わなければならない。

一方、アジアの大学との実施という観点を考えると、アジアからの留学生には、日本語と言う言語の問題がある。留学生が日本語を習得するのは、英語を習得するより制度的に困難である。日本で英語による授業を行えば解消できるのだが、それには問題がある。日本語を習得しないまま修了したのでは、日本国内で就職することは難しい。また、日本国内での上級課程へ進学するにも制限がある。いきおい英語圏の上級課程へ進学することになり、日本は通過する一過程になってしまうのである。

言語の面では、体育系、芸術系は、言語の問題が他の研究科に比べて少なくなっている。したがって、教員養成系大学では、海外の体育、芸術系大学院とのダブル・ディグリーが可能であるという利点もあるのではないだろうか。

小学校に日本語を母語としない小学生が増える中、国際性を有する教員の存在は、これ

¹⁸ 「大學學生修讀本校或他校輔系、雙主修、學程、跨校選修課程、保留入學資格、轉學、轉系（組）所、轉學程、休學、退學、開除學籍、成績考核、學分抵免與暑期修課、國外學歷之採認、服兵役與出國有關學籍處理、雙重學籍及其他與學籍有關事項，由大學列入學則，報教育部備查。前項國外學歷之採認原則、認定程序及其他應遵行事項之辦法，由教育部定之。」

¹⁹ たとえば、神戸大学では、従来8単位までしか認定しなかったが、海外の大学院では10単位（法科大学院では15単位）まで認定する規定になった（『神戸大学教学規則』（平成16年4月1日制定、平成22年10月26日最終改正）第74条の2）。なお、学部では60単位になった（『神戸大学教学規則』第34条の2、第2項）。

からますます重要になるに違いない。アジアを中心としたダブル・ディグリー制度が教員養成系大学にも必要とされるに違いない。

参考文献

- 馬場将光 (2001.8) 「イギリスの大学の複数専攻・複数学位制度(調査報告)」『信州大学教育学部紀要』(103):189-198.
- 村田治 (2004.3) 「わが国初のジョイント・ディグリー制度の導入--最短四年間で二つの学位が取得可能」『大学時報』53(295)(通号 309):106-109.
- 関西学院大学教務部(編)(村田治(他))(2007)「メジャー・マイナー(主専攻・副専攻)、およびジョイントディグリー等に関する調査研究」平成 17-18 年度文部科学省先導的
大学改革推進委託最終報告書.
- 市川明 (2005.7) 「Dual Degree Program(共同学位プログラム)」『大学時報』54(303)(通号 318):96-101.
- 江副 隆秀 (2005.12) 「留学生の増加は大学の変革によってもたらされる --2006 年留学生
激減期を前に、日本語学校から見た現況と大学への期待」『留学生教育』(10):9-26.
- 村上 理一 (2006.5) 「ハイレイツ ダブルディグリー制を導入した国際連携大学院における
新しい大学院教育の試み」『ITU ジャーナル』36(5)(通号 417):25-27.
- リクルート(編) (2007.3) 「早稲田大学のダブルディグリー・プログラム、アジアのハブの
基盤に中国を据える(特集 本格化する日中大学交流)」『カレッジマネジメント』25(2)
(通号 143):12-16.
- リクルート(編) (2007.3) 「東京工業大学の修士デュアル・ディグリープログラム 清華大学
と 3 コースで大学院合同プログラム(特集 本格化する日中大学交流)」『カレッジマネ
ジメント』25(2):20-23.
- 上西啓介、加賀有津子、座古勝(他) (2007.11) 「経・工両専攻の学生が連携して行なう
OJE 演習(アントレプレナー・エンジニアリング)」『映像情報メディア学会技術報告』
31(58):27-30.
- 勅使河原三保子 (2008.5) 「日本における共同学位プログラム」『留学交流』20(5):22-25.
- 栗山直子、齊藤貴浩、前川眞一(他) 「わが国の大学院における共同学位プログラムの現状
に関する研究」『大学評価・学位研究』8:1-20.
- 菊池真美 (2009.12) 「日本人学生の海外留学促進に向けた取組について--ダブルディグリー
・プログラムを事例として(特集 日本人学生の海外留学の促進に向けて)」『留学交
流』21(12):10-13.
- 江原宏、神原 淳 (2010.3) 「三重大学大学院生物資源学研究科-スリウィジャヤ大学大学院
作物科学研究科総合的食料生産・管理計画学ダブルディグリープログラムの創設」『三
重大学大学院生物資源学研究科紀要』(36):81-89.